

天童市議会基本条例

(平成26年3月24日条例第14号)

天童市議会（以下「議会」という。）は、市民から直接選挙で選ばれた天童市議会議員（以下「議員」という。）によって構成される合議制の意思決定機関であり、同じく市民から直接選挙で選ばれた天童市長（以下「市長」という。）と、相互に独立・対等の関係にある二元代表制の一翼を担っている。

議会と市長は、この二元代表制の下、それぞれの異なる特性を活かして、健全な緊張関係を保ちつつ、相互に抑制と均衡を図りながら、市民の福祉向上という共通の目的の実現を目指さなければならない使命が課せられている。

地方分権の推進に加え、新たに地域主権が唱えられている今日、地方自治はこれに沿って種々の改革が加えられ、地方自治体の権限が拡大してきている。同時に議会もまた、新たな役割と責任が求められ、これまで以上の監視、調査及び政策立案機能を発揮しなければならなくなっている。

このような中、議会は、改めて住民自治という「地方自治の本旨」を踏まえ、市民の代表機関としての役割と責任を自覚し、地域の様々な課題及び市民の意思を的確に把握し市政に反映させるべく、時代の変化に応じた議会運営及び権限の強化に努め、自立した真の民主的な地方自治の実現に向けて、不断に努力していくことを決意した。

ここに、議会及び議員の果たすべき役割と責務を明確にするとともに、市長その他執行機関（以下「市長等」という。）及び市民との関係について定め、地方自治の目的である市民の福祉向上と地域の活力ある発展に寄与する議会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議会の役割と責務を明らかにするとともに、議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民の福祉向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

（議会の役割）

第2条 議会は、市長等が提案する事業計画、予算、条例等を審議し、及び議決する議事機関である。

2 議会は、市長等が適切な事務執行を行っているかを監視し、及び評価する機関である。

3 議会は、市民の福祉向上のために、民意を反映した政策立案及び提案を行う機関である。

(議会の責務)

第3条 議会は、公平性及び透明性を確保しながら、市政運営を監視し、及び評価しなければならない。

2 議会は、情報公開及び市民参加を進めながら、市民に対し、開かれた議会運営に努めなければならない。

3 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会改革に努めなければならない。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、市政全般の課題について、多様な市民の意見を把握するとともに、常的に確かな判断ができるように、自己の能力及び資質を高める不断の研鑽に励み、市民の代表として信頼を得る活動に努めなければならない。

2 議員は、議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市全体の課題解決と市民の福祉向上のために活動しなければならない。

3 議員は、議案の審議及び審査に当たり、議員相互間の自由な討議に努め、議論を尽くさなければならない。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表し、公正かつ中立な立場で職務遂行に努め、民主的な議会運営を行わなければならない。

(市民参加及び市民との関係)

第6条 議会は、全ての会議を原則として公開するとともに、議会活動に関する情報を積極的に公表し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の意見並びに専門的及び政策的な見識を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、市民に対し、議会活動全般を報告し、市政全般の課題について意見交換を行うものとする。

(議案に対する賛否の公表)

第7条 議会は、全ての議案に対する各議員の賛否を公表しなければならない。

(市長等との関係)

第8条 議会審議において、議員と市長等は、常に健全な緊張関係を保持し、互いに議論を深めるように努めなければならない。

2 市長等は、本会議又は委員会に出席したときは、議員又は委員の質問又は質疑(以下「質問等」という。)の論点を整理するため、議長又は委員長長の許可を得て、当該質問等を行った議員又は委員に対し、疑義を質することができる。

(説明資料の請求)

第9条 議会は、予算又は決算の審査を行うときは、市長等に対し、審査に資するための説明資料の提出を求めることができる。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第10条 議会は、市長等が提案する重要な政策及び計画（以下「政策等」という。）の審議を行うときは、論点を明確にするとともに、政策等の水準を高めることに資するため、市長等に対し、次の各号に掲げる政策等の形成過程に関する事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 市の総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の規定により政策等の審議を行うときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、十分な論議を尽くすものとする。

（検証）

第11条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかを検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、改善が必要と認められるときは、適切な措置を講じなければならない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。